

社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会 令和2年度事業計画

社会福祉法等の一部を改正する法律が、平成29年4月1日から施行され、3年が経過しました。

この度の法律改正は、定款の大幅な変更を伴うもので、本法人としては、引き続き新定款に沿った新たな対応に努め、経営組織のガバナンスの強化を図っていくとともに、事業運営の透明性の向上に努めることとしています。

昨年の6月に「読書バリアフリー法」が施行され、障害者の読書環境を整える基本計画を制定のうえ、視覚障害者をはじめ、読書が困難な障害者すべてを対象に読書バリアフリーに向けた取り組みが実施されることとなっており、点字及び録音図書のより一層の充実を日本視覚障害者団体連合(以下「日視連」という。)と連携のうえ、国に要望していく必要があります。

また、あん摩師等法19条に係わる裁判への取り組みについては、昨年の12月16日に東京地裁で、裁判所は、あん摩師等法19条が、視覚障害者の生活維持を目的としている点において、未だその必要性は失われていないとし、憲法22条第1項の職業選択の自由などの憲法違反という原告の請求を棄却する判決を行いました。

大阪地裁及び仙台地裁においても東京地裁と同様な判決が行われるよう引き続き活動が必要です。

障害者差別解消法が施行され4年目を迎えることとなり、日視連を中心に全国の視覚障害者団体が連携して、視覚障害者に対する不当な差別的な取り扱いの解消、合理的配慮の実施に向けた取り組みや、障害者差別禁止条例の制定に向けた取り組みを、引き続き推進していく必要があります。

更に、視覚障害者の就労や社会参加のより一層の促進を図るためには、駅ホームの転落防止柵の設置や、音響式信号機、エスコートゾーンや点字ブロックの増設など、バリアフリー対策

のより一層の推進が必要です。

このような状況のもと、本連合会としては、県内の視覚障害者の福祉増進の担い手として、地域、社会に貢献する活動を展開しながらその役割と使命を果たしていくこととしています。

なお、令和2年度において、本法人が結成されてから70周年を迎えることから、広島県視覚障害者団体連合会結成70周年記念式典を開催します。

令和2年度においては、次に掲げる重点項目により、事業を推進する。

1 重点項目

(1) 法人本部

地域生活支援事業は、自立して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じてこれを実施することとしている。支部団体においては、障害者福祉行政の実施主体が各市町に移っていることから、関係する市、町や、その社会福祉協議会に対して、必要とする地域生活支援事業の実施について、強く要請し、これを実施して実績を作っていただきたい。

令和2年度に法人本部が実施する地域生活支援事業の内容は、次のとおりである。

① 点字による即時情報ネットワーク事業

日本視覚障害者団体連合から視覚障害者に関する情報や、日々の国内外のニュースが毎日送信され、これを専用のパソコンにより点訳し、点字プリンターで打ち出し、希望する視覚障害者に発送する。

② 身体障害者補助犬育成事業

広島県から本連合会が委託を受け、昨年度に引き続き令和2年度も、補助犬(盲導犬)の貸与を希望する視覚障害者に

対して、1頭の貸与を実施する。

③ 点訳・音訳奉仕員養成事業

広島県から当連合会が委託を受け、視覚障害者のための読書環境を整え、福祉の増進を図るため、点訳・音訳奉仕員養成事業を実施する。

(2) 愛命園

① 新事業体系への移行による障害者支援施設などの事業運営の定着化

愛命園の入所者の盲重複障害の重度化、高齢化に伴い、療護対象者が増加していることから、愛命園は、平成19年4月1日に新事業体系に移行した。

これからは、障害者支援施設、障害者福祉サービス事業(ショートステイ)、相談支援事業及び日中一時支援事業について、事業運営の充実と定着化を図る。

② 愛命園の事業規模の拡大について

社会福祉法人の多くは、「1法人1施設」の形態が多く、その対象となる愛命園においても事業規模の拡大を図ることが要請されるので、愛命園として地域のニーズなどから、事業規模の拡大にふさわしい事業の実施について、平素からその調査・研究に努め、愛命園将来構想検討委員会を開催する。

(3) 広島県立視覚障害者情報センター

平成22年4月1日から「広島県立点字図書館」の名称が「広島県立視覚障害者情報センター」に改められた。

本連合会としても、引き続き、情報バリアフリー化に向けた取り組みに努めるとともに、県職員に準じた給与の改善や、指定管理料の不足分についての必要な措置について県に要望する。

令和2年度は、平成23年度から始まった5年間の指定管理

者として、2期目の5年目を迎える。今回の指定管理期間は、平成28年度から令和2年度までの5年間となるが、情報の高度化、多様化に対応し、利用者のサービスの向上に努め、令和3年度以降も引き続き指定管理者として「広島県立視覚障害者情報センター」の管理運営に当たるように努める。

(4) 福山市視覚障害者地域活動支援センター

視覚障害者に対する歩行訓練、日常生活訓練、点字技能訓練、パソコン技能訓練や、サポート、芸術及びスポーツ活動の支援に係る事業について、従来は、「福山市障害者生活訓練等事業所」として限られた活動をしていたが、平成20年度において、中核都市である福山市から同事業に対して新たに相当額の事業補助をすることとされたので、同事業所の名称を「福山市視覚障害者地域活動支援センター」に改め、事業運営の充実を図ってきており、令和2年度においても引き続き事業運営の一層の充実を図る。

(5) 地域社会に貢献する活動

当連合会及びその施設としては、地域の人々に施設を広く知ってもらい、また視覚障害者の活動や視覚障害者に対する理解を深めてもらうため、地域社会に貢献する活動の推進に努める。

2 主要行事

(1) 広島県視覚障害者団体連合会 理事会・評議員会

① 第1回理事会の開催

日 時 令和2年6月7日(日)(予定) 13時から

場 所 広島県立視覚障害者情報センター2階会議室

- ② 定時評議員会の開催
日 時 令和2年6月21日(日)(予定) 13時～
場 所 広島県立視覚障害者情報センター2階会議室
- ③ 第2回理事会の開催
日 時 令和3年3月7日(日)(予定) 13時～
場 所 広島県立視覚障害者情報センター2階会議室
- ④ 第2回評議員会の開催
日 時 令和3年3月21日(日)(予定)13時～
場 所 広島県立視覚障害者情報センター2階会議室
- (2) 広島県視覚障害者団体連合会結成70周年記念式典
 - ① 日 時 令和2年12月の日曜日の10時～14時を予定
 - ② 場 所 広島市内のホテルを予定
- (3) 日本視覚障害者団体連合全国大会・中国ブロック大会等
 - ① 第49回中国ブロックグランドソフトボール大会(岡山県大会)
期 日 令和2年5月16日(土)～17日(日)
会 場 岡山県岡山市
 - ② 第73回全国視覚障害者福祉大会(宮城県大会)
期 日 令和2年6月14日(日)～16日(火)
会 場 14日・15日 仙台サンプラザ
16日(大会式典) 仙台サンプラザホール
 - ③ 第66回全国視覚障害者青年研修大会(広島市大会)
期 日 令和2年9月26日(土)～27日(日)
会 場 広島市総合福祉センター

(交流会 リーガロイヤルホテル広島)

- ④ 第66回全国視覚障害者女性大会(神戸市大会)
期 日 令和2年9月17日(木)~19日(土)
会 場 神戸市 新神戸 ANA クラウンプラザホテル

- ⑤ 第69回日本視覚障害者団体連合中国ブロック視覚障害者福祉大会(鳥取大会)
期 日 令和2年9月12日(土)~13日(日)
会 場 鳥取県米子市 米子コンベンションセンター

- ⑥ 中国ブロック三療研修会
期 日 令和2年11月28日(土)~29日(日)
会 場 岡山市